

## 建設副産物排出総量・再利用状況の公表



国土交通省は平成 18 年 12 月 8 日までに、17 年度に全国の建設工事から搬出された建設副産物の排出総量・再利用状況に関する調査結果をまとめ、公表しました。

17 年度の建設廃棄物排出量は約 7700 万トン、建設発生土の排出量は約 1 億 9518 万立方メートルで、14 年度に行った前回調査と比較すると建設廃棄物は約 7%、建設発生土は約 20%の減少となりました。

再資源化率は、アスファルト・コンクリート塊で 98.6%(14 年度:98.7%)、コンクリート塊で 98.1%(14 年度:97.5%)、伐木材、除根材などを含む建設発生木材で 68.2%(14 年度:61.1%)、建設汚泥で 74.5%(14 年度:68.6%)、建設廃棄物全体では 92.2%(14 年度:91.6%)でした。建設廃棄物の全体の再資源化率は 7 年度には 58.2%だったものが、調査ごとに上昇する傾向が示されています。また、建設混合廃棄物の排出量も 14 年度比 39.6%減の 292.2 万トンとなり、いずれも 17 年度を目標年としていた「建設リサイクル推進計画 2002」の目標値を達成しました。

その一方で、利用土砂の建設発生土利用率(=[土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量]÷[土砂利用量(搬入土砂利用量+現場内利用量)])は 14 年度の 65.1%より 2.2 ポイント減の 62.9%となり、これだけが「建設リサイクル推進計画 2002」の目標値未達成でした。

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「建設汚泥」、「金属くず」、などがあります。そのうち「建設発生土」とは、建設工事から搬出される土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しませんが、建設工事において発生する建設汚泥は、廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当します。また、建設発生土は埋立地の土壌汚染防止のため、受入地により各々の受入基準が設定されています。建設廃棄物とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念です。

当社では、産業廃棄物・建設発生土の分析に実績があります。ぜひお気軽にご相談下さい。

資料 2006 年 12 月 8 日付 EIC ネット

国土交通省 HP

機器分析箇所 有賀久枝